4　登録品種の名称　PHALDIMXIP
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Anthura B.V.
Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands
7　出願公表の年月日　平成25年３月25日

1　品種登録の番号　第23703号
2　品種登録の年月日　平成26年９月24日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Phalaenopsis Blume
4　登録品種の名称　火影（ほかげ）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
LU TSUE MIN
31, Sheng Lih 1st. ST., Ren Der Hsing, Tainan Hsien, 717, Taiwan
7　出願公表の年月日　平成25年11月22日

1　品種登録の番号　第23704号
2　品種登録の年月日　平成26年９月24日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Prunus persica (L.) Batsch
4　登録品種の名称　KU-PP１
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
国立大学法人香川大学
香川県高松市幸町１番１号
7　出願公表の年月日　平成24年９月12日

1　品種登録の番号　第23705号
2　品種登録の年月日　平成26年９月24日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Prunus persica (L.) Batsch
4　登録品種の名称　べにみなみ
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
水口章義
長野県松本市波田6494－３
7　出願公表の年月日　平成25年２月１日

1　品種登録の番号　第23706号
2　品種登録の年月日　平成26年９月24日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Prunus persica (L.) Batsch
4　登録品種の名称　ゆの早生（わせ）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
畠直七
福島県福島市飯坂町湯野字北穴原18
7　出願公表の年月日　平成25年２月１日

1　品種登録の番号　第23707号
2　品種登録の年月日　平成26年９月24日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Prunus persica (L.) Batsch
4　登録品種の名称　ゆの黄金（おうごん）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
畠直七
福島県福島市飯坂町湯野字北穴原18
7　出願公表の年月日　平成25年２月25日

1　品種登録の番号　第23708号
2　品種登録の年月日　平成26年９月24日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Viburnum plicatum Thunb.
4　登録品種の名称　倉富（くらとみ）３
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
倉富宏文
福岡県久留米市田主丸町秋成852番地６号
7　出願公表の年月日　平成22年10月28日

1　品種登録の番号　第23709号
2　品種登録の年月日　平成26年９月24日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Viburnum plicatum Thunb.
4　登録品種の名称　倉富（くらとみ）33
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
倉富宏文
福岡県久留米市田主丸町秋成852番地６号
7　出願公表の年月日　平成24年10月23日

1　品種登録の番号　第23710号
2　品種登録の年月日　平成26年９月24日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Vitex agnus-castus L.
4　登録品種の名称　FCT-JAPAN１号
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
古賀荘一
福岡県久留米市田主丸町竹野339
7　出願公表の年月日　平成19年12月５日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

官告部分

官告事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第１項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により公示する。

平成二十六年九月二十四日

金融庁長官　麻生　渡

認可日　平成二十六年九月十一日

監査に関する業務規則

（目的）

第１条　この規則は、定款第14条第１項の規定に基づき、協会員に対する監査に関して必要な事項を定める。

（監査員）

第２条　監査は、本協会の職員のうちから会長が任命した監査員が、これに当たる。

（監査計画）

第３条　本協会は、その年度の監査に当たり、監査計画を作成し、これを協会員に通知して実施する。ただし、必要があると認めるときは、監査計画に定める事項以外の事項についても、随時これを行う。

（監査の種類）

第４条　監査は、以下の各号に定める種類とする。

⑴　一般監査とは、法令・諸規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況について全般的に点検を行うものとし、以下に掲げるものをいう。

①　書類監査とは、協会員から本協会に提出する書類につき行うことを指す。

②　実地監査とは、協会員の主たる営業所及び従たる営業所その他の営業所等において行うことを指す。

⑵　特別監査とは、法令・諸規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況について特定の項目について点検を行うものとし、以下に掲げるものをいう。

①　フォローアップ監査とは、協会の監査において認められた指摘事項について改善報告等を求めた当該協会員に対して行うことを指す。

②　機動的監査とは、監督官庁から要請された項目等について、実態の調査を当該協会員に対して行うことを指す。

（監査員の権限）

第５条　監査員は、協会員に対し、監査事項に関係のある帳簿、書類及び担保物等の提示、閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を要求することができる。

（監査員の義務）

第６条　監査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　監査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を維持し、品位と信用を保持するよう努めること。

⑵　監査は、すべて事実に基づいて公正かつ能率的に行うよう努めること。